

令和5年12月15日

指定管理者の指定について（練馬区立白百合福祉作業所）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立白百合福祉作業所の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

東京都練馬区豊玉北五丁目14番6号 新練馬ビル5階

社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会

会長 田 中 敏

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（1年間）

「練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和4年度・5年度）」において、練馬区立白百合福祉作業所は、令和5年度中に運営方法を決定するとともに、高齢化や重度化に対応した機能拡充を検討することとしている。

当該施設は、令和7年度からの民営化を見据え、生活介護事業を開始するための準備を令和6年度に行う予定のため、令和6年度の1年間を指定の期間とする。

4 選定の経過

令和5年4月7日 第1回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議）

（モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5月17日 令和5年度第1回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審

議結果の報告)

(モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価)

(現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定)

6月26日	第2回指定管理者選定小委員会 (企画提案書作成要項の審議)
6月29日	企画提案書作成要項配付・説明(団体を特定して実施)
7月14日	申請書類受付(経営状況に関する部分)
7月31日	申請書類受付(事業計画に関する部分)
8月10日	経営診断委託
9月6日	第3回指定管理者選定小委員会 (施設実地調査の実施) (プレゼンテーションおよびヒアリングの実施) (申請団体の評価、採点)
11月1日	令和5年度第3回指定管理者選定委員会 (申請団体の審査、指定管理者候補の決定)
12月15日	令和5年第四回練馬区議会定例会 (指定管理者指定議案議決)

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、利用者の高齢化や障害の重度化に対応した支援を充実する提案があること、今後も地域に根差した施設運営が期待できること等の理由により、社会福祉法人練馬区社会福祉協議会が練馬区立白百合福祉作業所を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容(主な提案の内容、評価した点等)はつぎのとおりである。(審査結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

【団体審査】

(1) 安定性・継続性

借入金がなく、自己資本比率は大変優れている。また、経常収支比率は平均的で経営の安定性はやや優れており、長期的に安定した事業活動が可能である。

(2) 当該施設の運営実績

平成18年度から指定管理者として区内2施設の福祉作業所の運営を行っており、区立の福祉作業所として高水準の支援を提供している実績がある。

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備しており、今後も適正な運用が期待できる。

労働関係法令に基づき、給与規程、就業規程等を定めており、適正な運用が期待できる。

個々の状況に応じた支援に取り組み、イラスト等を用いた視覚的なコミュニケーションの工夫、作業工程の細分化による作業環境の整備などに取り組んでいる点が評価できる。

コロナ禍で通所を自粛した利用者については、希望に応じて在宅支援を行い、家庭でできる課題を作成するなど、柔軟に対応している点が評価できる。

法人として年2回、第三者委員や苦情受付担当者等で構成する会議を開き、利用者・家族からの要望・苦情と対応を報告し、改善につなげようとしている取組があり、支援の質の向上に期待ができる。

【提案審査】

(3) 施設運営体制

利用者や家族が安心して生活できる環境を提供するため、家庭の急用等の事情に合わせて施設利用時間を延長する提案がある。

職員の資質向上に向けて、相談援助技術の向上や福祉分野に限らない幅広い知識の習得をテーマとした職員研修の充実を図っている。これらの研修を通じ、専門スキルの強化や職層に応じた人材育成に引き続き取り組む提案がある。

令和4年度に所内に「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策検討委員会」を設置しており、マニュアルの見直しや感染防止研修に継続的に取り組むとしている。

以上のことから、安定した施設運営が期待できると評価した。

(4) 運営経験を生かした取組

令和7年度の民営化に当たり予定している生活介護事業の開始に向けて、安定した

支援体制の整備や作業活動を取り入れた生活介護プログラムの創設等、新規サービスの提供に必要な準備を滞りなく進めていく計画があり、評価できる。

高齢化や重度化により、ADL（日常生活動作）の維持に課題を抱える利用者が増加している状況を踏まえて、理学療法や作業療法等を用いた活動プログラムの創設を図る提案があり、利用者の状況に応じた支援が期待できる。

体調不良等の理由により通所が困難になった利用者に対し、切れ目ない支援として在宅でのサービス提供を行う提案があり、評価できる。

(5) 施設の維持管理・安全性への配慮

日々の施設全体の戸締りや照明の消灯・空調機器等の電気製品の停止確認を全職員が持ち回りで行う取組は、職員の設備管理についての理解や、施設維持に対する意識の向上に寄与している。全職員で施設の維持管理に当たる姿勢が評価できる。

情報セキュリティ対策として職場内研修を実施し、個人情報チェックリストを活用したセルフチェックを定期的に行っており、今後も適切な情報セキュリティ対策が期待できる。

(6) 効率的な管理運営

自主生産品のさをり織り製品の開発は、デザインや縫製を外部に発注している。引き続き外部の力を利用することで魅力的な製品開発を行い、工賃アップにつなげる提案があり、評価できる。

外出を伴う行事では、個別対応を必要とする重度利用者の増加に伴い、介助者を増員し安全面に配慮した体制を整備するとしている。また、介助者の配置については、法人内の他部署から障害者支援に関わる専門性を有する職員の応援対応が可能としており、評価できる。

(7) 施設特性に応じた評価項目

利用者の意思決定支援の取組として、作業活動や生活支援プログラムにおいて、利用者自身が取り組む内容を自己決定できるように選択肢を提示するなど、利用者が主体性を持って参加できるようにする工夫があり評価できる。

利用者の高齢化・重度化に対応するため、職員の専門的知識の習得、支援方法のスキルアップに継続して取り組むとしている。また、利用者の課題、現在の状況、今後の支援方針等多角的に把握することができるアセスメントシートを活用したケース会議を定期的を開催しており、いずれの取組も評価できる。

家族の高齢化等、施設単独では解決できない生活課題や、将来予想される課題に対しては、生活サポートセンター、権利擁護センターなど法人内の他部署と連携して対応する提案があり、利用者の生活状況全体を把握し、包括的に支援するとしている点が評価できる。

(8) 地域への貢献

再委託先は、可能な限り区内事業者を選定している。清掃事業者は、優先調達法の趣旨を踏まえ、NPO法人練馬区障害者事業所に再委託しており、区内事業者の活用に努めている。

障害理解の啓発と地域貢献を兼ねて実施している小学生下校時の見守りウォーキングや駅前の清掃活動について、引き続き取り組み、充実していく提案がある。

近隣小学校と共同実施している障害理解をテーマとした学習会は、平成28年度から8年間継続しており、延べ800人以上の生徒が参加している。今後も福祉教育と障害理解の事業として、拡充する提案がある。

コロナ禍で控えていたボランティア受入れについて、令和4年度から順次再開している。ボランティアの受入れを利用者と地域住民との交流につなげており、更に受入れを拡大するとしている。また、民営化後は、ボランティアの受入れの経験を生かし、同法人の地域福祉コーディネーターが支援するひきこもりの方や生きづらさを持った方に対し、社会参加のきっかけとなるよう居場所を提供する提案がある。

以上のことから地域に根差した施設運営が期待できる。

指定管理者（社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会）選定の審査結果
（練馬区立白百合福祉作業所）

	評価項目	評価基準	配点	得点
団体 審査	1 安定性・継続性	(1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
	2 当該施設の 運営実績	(1) 当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (2) 利用者等への対応	15点	12点
提案 審査	3 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制 (5) 感染症拡大防止のための取組	50点	40点
	4 運営経験を 生かした取組	(1) 当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今後の取組	40点	32点
	5 施設の維持管理・ 安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制	20点	16点
	6 効率的な管理 運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性	20点	16点
	7 施設特性に 応じた提案	(1) 障害特性に応じた利用者支援の取組 (2) 重度化、高齢化に対応した利用者支援の取組	20点	16点
	8 地域への貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30点	24点
合 計			200点	160点